

新型コロナウイルス感染症に伴う復職時期等の変更について (FAQ)

令和2年4月15日の「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご協力要請期間の延長のお願い」に伴い、以下のとおりの取扱いといたします。
今後、国や県の動向及び市の感染拡大の状況等により、変更となる可能性があります。変更となった場合は改めてお知らせ致します。

No	事項	問	答
1	育児休業からの復職の時期について	令和2年4月中に、育児休業から復職を予定していましたが延長となりました。	育児休業からの職場復帰について、「5月1日までに職場復帰すること」を条件に4月からの入所を認めておりましたが、 「6月1日までに職場復帰すること」 に変更いたします。なお、職場からの証明書等の提出は不要です。 ※ならし保育につきましては、5月中に各自の判断にて実施していただきますようお願いいたします。 ※幼稚園の預かり保育についても同様の取扱いといたします。
2	求職活動を理由として入所している場合	新型コロナウイルス感染症の影響で求職活動が行えません。	求職活動を理由として入所している方は、3ヵ月以内に就労を開始していただく必要がありますが、令和2年4月における保育の必要性の事由が「求職中」である方については、「求職活動中だが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動できない。」旨を申立書へ記載し提出して頂く事により、 令和2年7月31日 まで就労開始期限を延長いたします。
3	採用予定時期の変更	令和2年4月の採用予定の時期が、変更になりました。	入所後は、勤務証明書に記載された採用予定の日から勤務をする必要がありますが、勤務先等の休業や勤務先等が認める感染拡大防止対策として、採用時期が延期となった場合には、 6月1日 までに勤務することといたしました。それ以降はご相談ください。
4	内定取り消しや解雇となった場合	内定が、取り消し（解雇）となりましたが、すぐに退所となりますか。	入所後は、勤務証明書に記載された内容で勤務をする必要がありますが、勤務先等から内定取り消しや解雇となった場合には、求職活動申立書を提出する事により、3ヵ月間入所を延長いたします。
5	自主的な保育所（園）の休園	新型コロナウイルス感染症が不安で、しばらく家庭で保育を行いたい。	本市では、1ヶ月以上登園されない場合には、退所としておりましたが、感染拡大防止対策として、 5月30日 まで自主的に登園されない場合については、退所とはいたしません。 ※保育料は日割り計算といたします。 詳細については、決まり次第お知らせいたします。
6	入園申込時の勤務時間が満たせない場合	勤務先の休業に伴い、申込時の時間が満たせない。	入所後は、申込時にご提出いただいた勤務証明書の勤務時間を満たす必要がありますが、勤務先等の休業や勤務先等が認める感染拡大防止対策として、申込時の勤務時間が下回る場合、 5月30日 までは満たしているものとして取り扱います。但し、6月以降は勤務証明書の時間を満たす必要があります。